

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度(投資運用業の特例)の創設	
担当部署	金融庁企画市場局市場課 電話番号: 03-3506-6392 e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	令和3年3月4日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 今般のコロナ禍を含む、国際経済社会の様々な情勢の変化の中で、金融ビジネスが国際的に分散・再配置されていく流れが想定される。こうした中、我が国金融市場が世界及びアジアにおける国際金融センターとしての機能を向上させることは、国内の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資する。さらに、我が国経済に好影響をもたらすのみならず、国際的なリスク分散等を通じて、世界及びアジアの金融市場の強靱性の向上に資することなどを通じ、我が国が世界及びアジアに対しても、国際金融センター機能という外部性を有する公共財を提供するとの意義があると考えられる。そのため、海外からの人材・資金・情報の集積を促進する海外の資産運用等の金融ビジネスを日本国内で行いやすくすることで、投資運用業者等の金融事業者や高度金融人材の受入れを促進していくことが重要である。上記に関して、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第一次報告を踏まえ、主として海外の資金を運用する事業者等の参入について金融関係法令上の制度整備を行い、海外投資運用業者の日本への受入れを一層促進する。</p> <p>【内容】 ①外国において、外国当局の監督を受けて海外投資家向けの投資運用業を行う外国法人等について、一定期間、届出制により、国内において当該投資運用業を行うこと(以下、「移行期間特例業務」という。)を可能にする。 ②主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームに係る届出制度(当該制度に基づく業務を、以下、「海外投資家等特例業務」という。)を創設する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	①金融商品取引法附則第3条の3、②金融商品取引法第3章第6節の2、その他の関係法令(犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条 等)
想定される代替案	代替案1:国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る登録制度(投資運用業の特例)を創設する。	
直接的な費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	新設する①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務を営もうとする者において、届出に係る費用や、①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務に関する規制の遵守に係る費用が発生する。もともと、主として国内の資金を運用することが想定されている現行制度の類型に適合することが難しい、若しくは参入規制が高いと考えていた海外投資運用業者が①移行期間特例業務及び②海外投資家等特例業務の類型を利用して我が国に参入する場合、特例を創設しない場合と比べ、検査・監督の対応に係るコストの削減が一定程度見込まれる。	新設する①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務を営もうとする者において、登録に係る費用(登録審査に向けた法律事務所等への作業依頼費用・登録時の登録免許税等を含む)や、①移行期間特例業務、②海外投資家等特例業務に関する規制の遵守に係る費用が発生する。また、届出制と比較して、登録制では登録がなされるまで業務を開始できない中、登録審査の間も体制整備等を実施・維持しなければならないことによる費用が発生する。
(行政費用)	届出件数に応じて、届出受理等の業務に係る費用が発生する。また、関係法令の遵守状況についての検査・監督に係る費用が発生する。	登録件数に応じて、登録審査の業務に係る費用が発生する。なお、遵守状況についての検査・監督に係る費用は、採用案・代替案ともに、個別の事例に応じて投資家保護上必要な検査・監督を行っていくことが必要と考えられ、必ずしも多寡は判断できないと考えられる。
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案1の場合
	海外からの人材・資金・情報の集積を促進する海外の資産運用等の金融ビジネスを日本国内で行いやすくすることで、主として国内の資金を運用することが想定されている既存制度の類型に適合することが難しい、若しくは参入規制が高いと考えていた海外投資運用業者等の我が国への参入数の増加が期待される。	主として国内の資金を運用することが想定されている既存の制度類型に適合することが難しい、若しくは参入規制が高いと考えている海外投資運用業者についても、新たな登録類型の下で登録を行い、我が国で業務を実施することが想定される。登録制を導入した場合は、参入規制について現在の投資運用業等の類型と大きく変化はないものと想定され、海外投資運用業者等の我が国への参入数は、本案の場合を下回るものと考えられる。
	我が国金融市場が世界及びアジアにおける国際金融センターとしての機能を向上させることは、国内の雇用・産業の創出や経済力向上の実現に資する。	
	さらに、国際的なリスク分散等を通じて、世界及びアジアの金融市場の強靱性の向上に資することなどを通じ、我が国が国際金融センター機能という外部性を有する公共財を提供するとの意義があると考えられる。	
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案1の場合
	人材の国内への集積は、我が国の金融・資本市場の機能・魅力の向上に寄与するものであり、最終的には国内顧客向けの金融ビジネスの高度化につながることを期待される。	本案の場合と同様、海外投資運用業者等の参入が増加することによる投資運用業者のファンドマネージャー等のスキルの高い人材の国内への集積は、我が国の金融・資本市場の機能・魅力の向上に寄与するものであり、最終的には国内顧客向けの金融ビジネスの高度化につながることを期待される。
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>① 費用と便益の関係の分析 採用案の場合、海外投資運用業者等の我が国への参入数の増加による海外からの人材・資金・情報の集積等を通じた国際金融センター機能の強化がもたらす国内の雇用・産業の創出や経済力向上等の便益によるプラスの効果は、監督する業者の増加に伴う行政費用の発生といったマイナスの効果を大きく上回ると考えられる。</p> <p>② 代替案の比較 代替案の場合、本案の場合と比較して、海外投資運用業者等の新規参入の増加は小さいものと考えられるので、新規参入がもたらす我が国金融市場の国際金融センター機能の強化に関する便益については、採用案の方が大きいと考えられる。遵守費用に関しては、届出制である採用案よりも、登録制である代替案の方が大きいと考えられる。また、行政費用については、採用案・代替案ともに投資家保護上必要な検査・監督を行っていくことが必要と考えられ、必ずしも多寡は判断できないと考えられる。上記より、費用については、代替案より採用案の方が小さいものと考えられる。</p>	
その他関連事項		
事後評価の実施時期等	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、規制後の規定の実施状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	規制の目的、内容及び必要性等記入欄の【内容】①の措置については施行後5年を経過する日までに届出を行うことを必要とする時限措置である。	